

宇久島風力発電事業 環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、グリーンパワー株式会社及び風力開発株式会社が、長崎県佐世保市宇久町（宇久島、寺島）において、新たに最大総出力 100,000kW（単機出力 2,000kW 級風力発電設備を最大 50 基）の風力発電所を設置するものである。

本事業の対象事業実施区域には、「佐世保市レッドリスト 2013 年改訂版（佐世保市、平成 25 年）」における「保全することが望ましい地域」として抽出された崖地や草原等が存在し、ミサゴやハヤブサの繁殖地、ハチクマ等の渡りのルート、ウラギンスジヒョウモンやシルビアシジミ等の希少な草原性チョウ類の生息環境、ヒゴタイやノヒメユリ等の希少な草本類の生育環境となっている。また、対象事業実施区域の周辺は西海国立公園に指定されており、宇久島全体を一望できる「城ヶ岳展望所」等が整備されている。このため、事業実施に当たっては、自然環境や景観の保全と再生可能エネルギーの利活用を調和させ、地域資源を損なうことなく、島の活性化に寄与するものにすべきであるが、本準備書では、騒音及び風車の影による近隣住居の生活環境や主要な眺望点からの景観に対する影響等への配慮について不十分な点が随所に見られる。

このため、次の措置を講ずるとともに、それらの検討経緯及び内容については、評価書に記載すること。

1. 総論

近隣住民の生活環境、動植物及び主要な眺望点からの景観に対する影響が強く懸念されることから、下記、及びの風力発電設備及び取付道路については配置の変更又は設置の取りやめにより、の風力発電設備については設置の取りやめにより、影響を回避又は極力低減すること。

騒音

静穏な環境を要する夜間において近隣住居への影響が懸念される、4、5、8～12、15～21、26～30、32、33、36～50号機

風車の影

風車の影による近隣住居への影響が懸念される、5、6、9、10、17、41～43、46、47号機

動植物

ミサゴやハヤブサの繁殖地、ウラギンスジヒョウモンやシルビアシジミ等の希少な草原性チョウ類、ヒゴタイやノヒメユリ等の希少な草本類の生息・生育環境となっている「佐世保市レッドリスト 2013 年改訂版（佐世保市、平成 25 年）」における「保全することが望ましい地域」として抽出された崖

地や草原等に設置する 1、2、6、21、29～31、35～37、39～41 号機及び
取付道路

景観

対象事業実施区域に隣接する西海国立公園内の主要な眺望点である「城ヶ岳展望所」、「乙女の鼻歩道」、「対馬瀬」又は「大浜海水浴場」から見た本国立公園方向の垂直見込角が5度を超える4、5、7～11、13、14、16～21、24～28号機

「城ヶ岳展望所」からの俯瞰景において、俯角が最も目に付きやすい領域である-8～-10度を越える位置よりも手前で視点に近い領域となる24～27号機

2. 各論

「1. 総論」に記載の措置を講じた上で、以下の措置を講ずること。

(1) 騒音について

本事業実施区域及びその周辺は静穏な環境を有しており、施設の稼働に伴う近隣住居及び小中学校等への影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、環境影響を低減するよう、低騒音型の風力発電設備の採用等の環境保全措置を講ずること。

また、事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影について

風車の影による近隣住居への影響が懸念されることから、風車の影による影響について、事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 動物への影響について

対象事業実施区域は、ハチクマ等の渡りルートとなっているほか、周辺にはミサゴやハヤブサ等の希少な猛禽類の飛翔及び営巣が確認されている。したがって、ミサゴ及びハヤブサ等への環境影響を可能な限り回避又は低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、工事期間中の環境モニタリング(営巣木確認)及び供用後の事後調査を実施すること。

また、これらに係る事後調査及び渡り時期の希少猛禽類を含む他の重要種も

対象とした供用後の環境モニタリング(バードストライク調査)において、重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を聴取し、当該助言を踏まえて、風力発電設備の稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずるとともに、その結果及び環境保全措置の内容等を公表すること。

なお、事後調査により鳥類の誘引等が判明した場合には、その内容に応じ、専門家等の助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 植物への影響について

改変区域内で確認されているセンダイスゲ等の重要な種について、工事着手前に生息状況を再確認し、可能な限り影響の回避に努めること。

また、やむを得ず代償措置として、これらの種の移植を実施する際には、移植方法及び移植先の選定が移植の正否を決める重要な要素となるため、専門家等の助言を聴取し、当該助言を踏まえて、慎重に実施するとともに、その結果及び経過等を公表すること。

(5) 景観への影響について

対象事業実施区域に隣接する西海国立公園内の主要な眺望点である「城ヶ岳展望所」、「乙女の鼻歩道」、「対馬瀬」及び「大浜海水浴場」から見た本国立公園方向の垂直見込角が1～5度となる風力発電設備については、できる限り垂直見込角を小さくするための配置の変更や機種を選定、又は、風力発電設備の基数削減を行うこと。

また、「大浜海水浴場」、「城ヶ岳展望所」、「スゲ浜海水浴場」又は「フェリー航路」からの宇久島のランドマーク的な景観の1つである長崎鼻から堂ヶ鼻への眺望に介在する1～10号機については、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置の変更又は風力発電設備の基数削減を行うこと。

この他、灰白色にすることとしている風力発電設備の色彩の選定に際しては、関係地方公共団体の意見も聴取の上で各風力発電設備近傍の自然景観等を勘案して、個別に検討し、景観への影響を極力低減すること。

(6) 事後調査について

事後調査を適切に実施すること。その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、

これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

なお、事後調査結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(7) その他

・世界遺産暫定リストからの景観について

小値賀町にある旧野首教会堂が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることを踏まえ、旧野首教会堂を景観に係る調査地点として選定の上、これらの地点からの景観について調査、予測及び評価を行い、評価結果について評価書に記載するとともに、結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、これらの検討に当たっては、地元自治体と十分調整を行うこと。